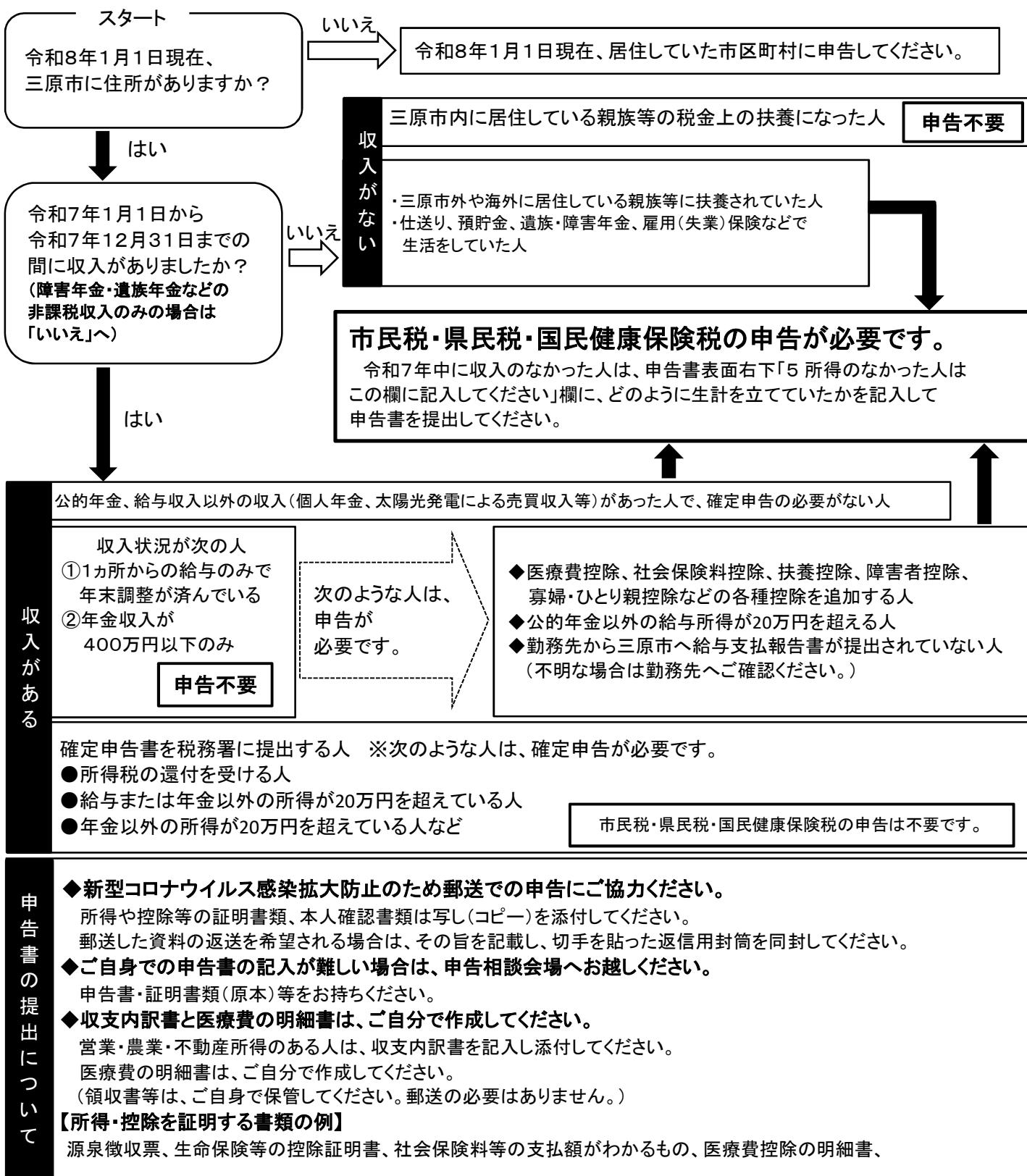


令和8年度 市民税・県民税 国民健康保険税 申告の手引き

申告期限は令和8年3月16日(月)です。

●申告が必要かどうかの目安にしてください。



申告書の提出について

送付先・問合せ先
三原市役所 市民税課
〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号
☎0848-67-6031

控除の記入例 【表面】

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険料の種類		支払った保険料
源泉徴収票のとおり		190,000 円
国民年金		8,000
合 計		198,000
新生命保険料の計	旧生命保険料の計	
60,000 円	円	
新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計	
円	円	
介護医療保険料の計		
円		
地震保険料の計	旧長期損害保険料の計	
28,000 円	円	
(17) □ 寡婦控除 □ 死別 □ 離婚 □ 生死不明 □ 未帰還	(18) □ ひとり親控除 □ 同居	(19) □ 勤労学生控除 □ 繼続
フリガナ 氏名	ミハラ ジロウ 三原 次郎	障害の程度 身体1級
個人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 3	
フリガナ 氏名		障害の程度 身体1級
個人番号		
フリガナ 氏名	ミハラ イチコ 三原 市子	生年月日 昭和 35・3・1 配偶者の合計所得金額 120,000 円
個人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)
フリガナ 氏名	ミハラ イチタロウ 三原 市太郎	生年月日 昭和 18・5・3 同居・別居 続柄 子 特親 ○
個人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2	控除額 61 万円
フリガナ 氏名	ミハラ イチジロウ 三原 市治郎	平令 9・2・1 同居・別居 続柄 子 特親 ○
(27) 損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
● 雜損控除	損害金額 円	保険金などで補てんされる金額 並引損失額の3%負担額支出しの金額 円
(28) 医療費控除	支払った医療費 円	保険金などで補てんされる金額 円

基礎控除

あなたの合計所得金額に応じて受けられる控除です。

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0 円

社会保険料控除

前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために負担した社会保険料がある場合の控除です。国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、給与等から差し引かれた社会保険料(本人のものに限る)などが対象となりますので、該当する欄へ種類別に支払額を記入してください。

《控除額》 対象となる社会保険料の支払額の全額

小規模企業共済等掛金控除

前年中にあなたが支払った小規模企業共済制度に基づく掛金等がある場合の控除です。

《控除額》 対象となる小規模企業共済掛金の支払額の全額

生命保険料控除 ※1円未満の端数切り上げ

書類添付

前年中にあなたが支払った生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料がある場合の控除です。下の計算欄を使用し、計算してください。

★ 生命保険料控除の計算欄
《一般生命・個人年金保険》

旧制度: 平成23年末までに契約したもの
新制度: 平成24年以降に契約したもの

区分	年間支払額	控除額
旧制度	~ 15,000円	年間支払額の全額
	15,001円 ~ 40,000円	年間支払額 × 1/2 + 7,500円
	40,001円 ~ 70,000円	年間支払額 × 1/4 + 17,500円
	70,001円 ~	35,000円 (一律)
新制度	~ 12,000円	年間支払額の全額
	12,001円 ~ 32,000円	年間支払額 × 1/2 + 6,000円
	32,001円 ~ 56,000円	年間支払額 × 1/4 + 14,000円
	56,001円 ~	28,000円 (一律)

介護医療保険

新制度	年間支払額	年間支払額の全額
	~ 12,000円	年間支払額 × 1/2 + 6,000円
	12,001円 ~ 32,000円	年間支払額 × 1/4 + 14,000円
	32,001円 ~ 56,000円	28,000円 (一律)

※ 一般保険分 + 個人年金分 + 介護医療保険分 = 7万円が限度額

地震保険料控除 ※1円未満の端数切り上げ

書類添付

前年中にあなたが支払った一定の地震保険料や掛金がある場合の控除です。また、平成18年12月31日までに締結した旧長期損害保険料(保険期間が10年以上で満期返戻金があるもの)は、地震保険料控除の対象になります。

地震保険料控除の計算欄

同一契約で、地震保険料と旧長期損害保険料の両方があるときは、いずれか一方のみ

年間支払額	控除額
~ 50,000円	年間支払額 × 1/2
50,001円 ~	25,000円 (一律)
~ 5,000円	年間支払額の全額
5,001円 ~ 15,000円	年間支払額 × 1/2 + 2,500円
15,001円 ~	10,000円 (一律)

※ 地震保険料控除 + 旧長期損害保険料控除 = 2万5千円が限度額

寡婦控除・ひとり親控除／勤労学生控除

● 寡婦控除・ひとり親控除
(※12月31日時点で結婚していないこと、もしくは事実婚の状態ないこと)

次の表に該当する場合に受けられる控除です。寡婦控除は事由を必ずチェック☑してください。

名称	性別	控除額	所得要件	事由	扶養親族の有無
寡婦控除	女性	26万円	500万円以下	死別	問わない
ひとり親控除	問わない	30万円		離別	扶養がいる

勤労学生控除

学生または生徒で、合計所得金額が85万円以下かつ自己の勤労による所得が10万円以下の場合に控除の対象となります。《控除額》26万円

障害者控除

※区分・等級を手帳などで確認することができます。

本人や同一生計配偶者、扶養親族で身体障害者手帳(1・2級は特別障害者)や精神障害者保健福祉手帳(1級は特別障害者)、戦傷病者手帳(第3項症までは特別障害者)、療育手帳(A・Bは特別障害者)の交付を受けている人及び同程度の障害を有するとの認定を市町村から受けた人が控除の対象となります。対象となる障害者の氏名等を記入してください。

控除額	障害者	26万円	※ 特別障害者に該当する人と同居されている場合は、同居特別障害者の控除を受けられます。
	特別障害者	30万円	
	同居特別障害者	53万円	※ 16歳未満の扶養親族も障害者控除の対象となります。

配偶者控除／同一生計配偶者／扶養控除

あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円以下の場合は、「配偶者控除」を受けることができます。また、あなたと生計を一にする親族で、合計所得金額が58万円以下の人扶養している場合は、「扶養控除」を受けることができます。いずれも、他の人の扶養親族または事業専従者に該当する人は対象外となります。該当する場合は、配偶者や扶養親族の氏名および所得金額等を記入してください。

※別居の場合は、裏面の「13 別居の扶養親族等に関する事項」もご記入ください。

配偶者が障害者であれば障害者控除の対象となりますので、申告書表面「⑪～⑫」の「口同一生計配偶者」欄にチェック☑してください。

配偶者控除	納稅義務者の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
一般	33万円	22万円	11万円
老人控対配(70歳以上) ～S31.1.1	38万円	26万円	13万円
控除額			
一般扶養(H19.1.2～H22.1.1、S31.1.2～H15.1.1)	33万円		
特定扶養(H15.1.2～H19.1.1)	45万円		
老人扶養(～S31.1.1)	38万円		
同居老親(～S31.1.1かつ、同居を常況とする直系親族(親・祖父母等))	45万円		
年少扶養(H22.1.2～R7.12.31)	0円		

配偶者特別控除／特定親族特別控除

生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円を超える133万円以下の場合は「配偶者特別控除」を、19歳以上23歳未満の親族(特定親族)で合計所得金額が58万円を超える123万円以下の場合は「特定親族特別控除」を受けることができます。いずれも、他の人の扶養親族または事業専従者に該当する人は対象外となります。

※別居の場合は、裏面の「13 別居の扶養親族等に関する事項」もご記入ください。

配偶者の合計所得	納稅義務者の
----------	--------

収入・所得の記入例【裏面】

6 納付の内訳

(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は、記入してください。)

月	日 給	勤務 日数	月 収
1	円		円
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
賞与等	6,020,345		円
合 計	0		円
法人番号又は 所 在 地	広島県三原市○○1-1		
勤務先名	○○株式会社		
電話番号	0848-00-1111		

10 総合譲渡所得・一時所得に関する事項

総合譲渡	収入金額		必要 金額 (差引金額 (差引金額 - 特別控除額))
	短期	長期	
一 時	1,700,000	1,000,000	700,000 500,000 イ + [(ロ+ハ) × 1/2] ハ 200,000 ニ 100,000

右上のイの金額を表面のコに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。

右の二の金額を表面の⑪の所得金額欄へ記入してください。

11 事業専従者に関する事項

フリガナ 氏名	続柄	生年月日 大・昭 平・令	専従者給与 (控除額)	
個人番号		従事月数		
フリガナ 氏名	続柄	生年月日 大・昭 平・令	専従者給与 (控除額)	
個人番号		従事月数		
所得税における青色申告の承認の有無		承認あり・承認なし	合計額	

13 別居の扶養親族等に関する事項

フリガナ 氏名	ミハヤ イタロウ	個人番号	住所	配偶者 国外 居住
三原 市太郎	3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3		広島県広島市○○区○○町1-1	□30歳未満又は70歳以上 □留学 □障害者 □38万円以上の支払
フリガナ 氏名		個人番号	住所	配偶者 国外 居住
フリガナ 氏名			所	□30歳未満又は70歳以上 □留学 □障害者 □38万円以上の支払
フリガナ 氏名			所	□30歳未満又は70歳以上 □留学 □障害者 □38万円以上の支払

別居の扶養親族等がいる人

扶養親族と同居していない場合は、こちらに住所・氏名・マイナンバーを記入。

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額

特定配当等に係る所得金額、特定の株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を記入してください。

配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額	□ 給与から差引き (特別徴収)	□ 自分で納付 (普通徴収)
---------	--------------	---------------------	-------------------

15 寄附金に関する事項

		寄附金額	寄附先の名称・住所
都道府県、市区町村分		円	
住所地の共同募金会 日赤支部			
条例指定分	広島県		
	三原市		

「都道府県、市区町村分」、「住所地の共同募金会、日赤支部」の各欄には、当該団体へ寄附した金額を記入してください。

「条例指定分」の「広島県」、「三原市」の各欄には、広島県、三原市の条例で指定された寄附金を支出した場合にそれぞれ記入

17 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ 氏名	続柄	生年 月日 大・昭 平・令	特別障害者に 該当する場合	級 度	別居の場合 の住所
個人 番号 フリガナ 氏名	続柄	生年 月日 大・昭 平・令	特別障害者に 該当する場合	級 度	別居の場合 の住所

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	支払者の「名称」及び 「法人番号」又は「所在地」等	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
農業	農協	550,000 円	630,000 円	円
不動産	○○ ○○外1名	120,000	20,000	

事業・不動産所得のある人
こちらの記入と合わせて、収支内訳書も作成してください。

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払者の「名称」及び 「法人番号」又は「所在地」等	支払確定年月	収入金額	必要経費
		-	-	-

個人年金などの雑所得のある人

収入金額を表面の「ケ」に、そこから必要経費を引いた金額を「⑨」に記入。

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種目	支払者の「名称」及び 「法人番号」又は「所在地」等	収入金額	必要経費
個人年金	○○生命保険	180,000 円	120,000 円

保険の満期などの一時所得がある人

イ、ロ、ハの金額をそれぞれ表面の「コ」「サ」「シ」に、ニの金額を⑪に記入。

12 事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額
損益通算の特例適用前の不動産所得	
事業用資産の譲渡損失など	資産の種類
損失額、被災損失額(白)	□開業者 □30歳未満又は70歳以上 □留学 □障害者 □38万円以上の支払
前年中の開廃業	開始・廃止 月 日
□ 他都道府県の事務所等	

16 給与・公的年金等に係る所得以外(令和8年4月

1日において65歳未満の方は給与所得以外)の
市民税・県民税の納税方法

寄附金税額控除について

前年中に、都道府県・市区町村、住所地の共同募金会・日本赤十字社支部、その他条例で指定している団体に対し、ご自身が寄附をした場合に控除の対象となります。
◎寄附先と金額の分かる証明書の写し